

海外手配旅行条件書 渡航手続代行条件書

(旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部)

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください

本旅行条件書はおお客様との海外手配旅行契約が成立した場合は、契約書面の一部となります。当社はおお客様のご依頼により、旅行の手配を引き受ける契約をする場合、契約の内容・条件はこの旅行条件書のほか、旅行申込書及び旅行出発前にお渡しする乗車券・宿泊券等に記載するところによります。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、当社が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社はおお客様の依頼にとりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- (4) 旅行業務取扱料は、旅行業法でその収受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより各支店(営業箇所)の店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客様には旅行業務取扱料表をお渡しいたします。お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

2. 旅行の申込みと契約の成立

- (1) ご旅行をお申し込みの際は、必要事項を書面又は画面にお申し出のうえ、旅行代金概算の 20%相当額以上の申込金をお預かりいたします。なお、申込金は旅行代金の一部といたします。
- (2) 当社はおお客様のご希望による航空券・宿泊券の手配旅行契約の予約の申込を所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段により受付いたします。
- (3) 団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合 当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなし、当該旅行契約に関する取引等を当該契約責任者との間で行います。
- (4) 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立いたします。但し、乗車券または宿泊券だけの取得を目的とする場合は、口頭によるお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立するものとします。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時に 20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際にその旨をお申し出下さい。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。) あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。その際、お客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様負担となります。
- (3) 当社は、お客様が次のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りすることがあります。
 - ① お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められたとき。
 - ② お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③ お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) その他当社の業務上の都合があるときにはお申込をお断りする場合があります。

4. 「通信契約」の申込みと契約の成立

- (1) ご旅行をお申し込みの際は、当社所定のホームページ上の「予約画面」に必要事項をご記入いただき、電磁的方法により当社に送信してください。
- (2) お申込みいただくご旅行の契約は、2.の(1)の申込金をお預かりの後、当社が契約の締結を承知した旨の通知である「予約完了画面」がお客様に到達したときに成立します。
ただし、当社より「予約完了画面」のデータを送信しているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等の事情により予約画面が確認できない場合は「予約完了書」を発行いたしますのでお申し出ください。
- (3) 前号の契約成立後、当社より電話・電子メール・ファクシミリその他の通信手段によりお客様にご連絡しているにもかかわらず、お客様との通信が一定期間無い場合は、契約を解除させていただく場合があります。その際、申込金は当社規定のキャンセルポリシーに従って対応をいたします。
- (4) 当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、旅行者の任意または、旅行者の責による契約の解除により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は提携会社のカードにより所定の伝票へお客様の署名なく当該費用等の支払いを受けます。

5. 旅行代金

- (1) 旅行代金は、当社の発行する予約書面に記載した日までにお支払いください。

(2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

6. 渡航手続

- (1) 現在、お客様がお持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続きは、お客様自身で行っていただきます。
- (2) 当社は渡航手続代行契約により所定の料金を申し受け、渡航手続の一部を代行いたします。この場合、当社はおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができない場合でもその責を負いません。
- (3) 日本国籍以外のお客様は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

7. 旅行業務取扱料金

(手配旅行に係る取扱料金)

区 分	内 容	条 件	料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	ご旅行費用総額の	20%以内
	運送機関、宿泊機関のみの予約・手配の場合	ご旅行費用総額の	20%以内 (下限：1,100円)
添乗サービス料金 (宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		添乗員1名1日につき	55,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の	20%以内
	船舶・鉄道・バス等、交通機関の予約・手配の変更	1件につき	1,100円
	宿泊機関の予約・手配の変更	1件につき	550円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	取消に係る旅行代金の	20%以内
	未使用乗車船券の精算手配	1件につき	1,100円
	宿泊手配の取消し	1件につき	1,100円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の 通信連絡を行った場合	1件につき	550円 (電話料・電報料は別)

- (注) 1 変更手続料金・取消手続料金は、全て又は一部の旅行手配が完了した後より申し受けます。
 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
 4 上記料金には消費税が含まれています。

(渡航手続代行料金)

区 分	内 容	条 件	料 金
旅券	(1)申請手続 (申請書類作成のみ)	1名1件につき	3,500円
	(2)(1)と申請又は受領のための都道府県庁への同行案内	1名1件につき (1)の料金に	5,500円増 (交通費は別)
	(3)(1)と代理申請又は法令で認められている代理受理	1名1件につき (1)の料金に	5,500円増 (交通費は別)
	(4)(1)と緊急渡航手続	1名1件につき (1)の料金に	11,000円
出入国記録書	(1)出入国記録書類の作成代行	1名1件1国につき	3,300円
査証	(1)観光性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行	1名1件1国につき	22,000円
	(2)商用・業務性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行	1名1件1国につき	5,500円
	(3)移民、留学、役務、長期滞在等特別な目的により渡航する場合	1名1件1国につき	11,000円
	(4)査証取得手続代行者に依頼する場合の申請手続		5,500円 (手続代行者への実費は別)
	(5)緊急査証手続	1名1件1国につき (1)の料金に	11,000円増
	(6)査証免除の手続書類の作成	1国につき	2,700円
検疫	検疫所、保健所、診療所等への同行案内又は検印の取得代行	1名1件につき	5,500円 (処置料・交通費は別)
各種証明書	警察証明書、兵役証明書、健康証明書、卒業証明書等の取得同行案内、署名認証の取得代行	1名1件につき	5,000円 (交通費は別)
再入国許可	再入国許可の申請手続	1名1件につき	5,500円
その他	上記に含まれないもの		実 費

- (注) 1 上記料金は1名又は1件を対象とした料金です。
 2 上記の各該当料金は合算して申し受けます。
 3 上記料金には消費税が含まれています。

8. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様が契約内容の変更を希望されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿

泊機関等の取消料その他変更費用及び当社所定の変更手数料金を申し受けます。

9. 旅行契約の解除

(1) お客様の任意解除

下記の料金をお支払いいただくことにより、旅行契約の一部又は全部を解除することができます。

- ① 「別表」に掲げる旅行業務取扱料金
- ② お客様がすでに受けた旅行サービスにかかる費用
- ③ お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用

10. 当社の責任

- (1) 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。手荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行の場合14日以内、海外旅行の場合21日以内に通知があったときに限り、お客さまお一人当たり15万円（当社に故意又は重過失がある場合を除く）を限度とします。
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項（1）の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、出入国規制、感染症による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・事故・火災またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ③ 自由行動中の事故
 - ④ 運輸機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

11. お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなければなりません。

12. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行お申し込みの際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。ご提供いただいた個人情報について、お客さまとの連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領の為の手続き並びに旅行先の土産品店でお客様のお買い物の便宜のために必要な範囲内において運送機関・宿泊機関並びに土産品店に、お客様のお名前、旅券番号及び登場される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。上記のほか、当社の個人情報取り扱いに関する方針については、当社ホームページにてご確認ください。

13. その他

- (1) 渡航先の衛生情報については「厚生労働省検疫所ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」をご確認ください。
- (2) 海外安全情報等、渡航先の国又は地域に関する情報が出されている場合があります。下記にてご確認ください。
「外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」
「外務省 海外旅行登録 たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>」
- (3) 海外手配旅については、海外旅行保険を付保していません。お客様ご自身で海外旅行保険への加入をお勧めいたします。詳しくはお申込店の担当者までお問い合わせください。
- (4) お客様の不注意による荷物紛失・窃盗・忘れ物回収に伴う諸費用はお客様にご負担いただきます。また当社は窃盗・紛失した荷物等において、一切の責任を持ちません。お客様自身で管理をお願い致します。
- (5) 現地ツアーに参加される場合、運行事業者及びお客様の責任は、すべて運行事業者の定め及び現地の法令に拠ります。
- (6) お客様のご便宜をはかるため土産物店へご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入をお願いいたします。当社にて商品の交換・返品等のお手伝いはいたしかねます。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分にご注意ください。

取扱箇所

〒900-0015

沖縄県那覇市久茂地一丁目3番18号

Ever Green Travel 株式会社 沖縄県知事登録旅行業 第3-421号

本社営業所 総合旅行業取扱管理者 玉城 奈穂

《旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取扱責任者です。このご旅行の契約、内容に関し不明な点等ございましたら、ご遠慮なく上記旅行業取扱管理者までお問い合わせください。》

令和2年2月1日(改)